

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十九号）新旧対照表（抄）

改正案	現行												
<p>第一条から第六十九条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一（現行のとおり）</p> <p>別表第二 地上部の緑化基準(第六条関係)</p>	<p>第一条から第六十九条まで（略）</p> <p>別表第一（略）</p> <p>別表第二 地上部の緑化基準(第六条関係)</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="268 510 631 550">区分</th> <th data-bbox="631 510 1086 550">面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="268 550 631 798"> <p>ア 総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地又は再開発等促進区(地区整備計画が定められている区域に限る。)、高度利用地区若しくは特定街区内の建築物の敷地</p> </td> <td data-bbox="631 550 1086 798"> <p>(敷地面積 - 建築面積) × 0.3</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 798 631 973"> <p>イ ア以外の敷地</p> </td> <td data-bbox="631 798 1086 973"> <p>次に掲げる式により算出される面積のうち、小さい方の面積 (敷地面積 - 建築面積) × 0.2 {敷地面積 - (敷地面積 × 建ぺい率 × 0.8)} × 0.2</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	面積	<p>ア 総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地又は再開発等促進区(地区整備計画が定められている区域に限る。)、高度利用地区若しくは特定街区内の建築物の敷地</p>	<p>(敷地面積 - 建築面積) × 0.3</p>	<p>イ ア以外の敷地</p>	<p>次に掲げる式により算出される面積のうち、小さい方の面積 (敷地面積 - 建築面積) × 0.2 {敷地面積 - (敷地面積 × 建ぺい率 × 0.8)} × 0.2</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 510 1509 550">区分</th> <th data-bbox="1509 510 1964 550">面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 550 1509 798"> <p>ア 総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地又は再開発地区計画(再開発地区整備計画が定められている区域に限る。)、高度利用地区若しくは特定街区内の建築物の敷地</p> </td> <td data-bbox="1509 550 1964 798"> <p>(敷地面積 - 建築面積) × 0.3</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 798 1509 973"> <p>イ ア以外の敷地</p> </td> <td data-bbox="1509 798 1964 973"> <p>次に掲げる式により算出される面積のうち、小さい方の面積 (敷地面積 - 建築面積) × 0.2 {敷地面積 - (敷地面積 × 建ぺい率 × 0.8)} × 0.2</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	面積	<p>ア 総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地又は再開発地区計画(再開発地区整備計画が定められている区域に限る。)、高度利用地区若しくは特定街区内の建築物の敷地</p>	<p>(敷地面積 - 建築面積) × 0.3</p>	<p>イ ア以外の敷地</p>	<p>次に掲げる式により算出される面積のうち、小さい方の面積 (敷地面積 - 建築面積) × 0.2 {敷地面積 - (敷地面積 × 建ぺい率 × 0.8)} × 0.2</p>
区分	面積												
<p>ア 総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地又は再開発等促進区(地区整備計画が定められている区域に限る。)、高度利用地区若しくは特定街区内の建築物の敷地</p>	<p>(敷地面積 - 建築面積) × 0.3</p>												
<p>イ ア以外の敷地</p>	<p>次に掲げる式により算出される面積のうち、小さい方の面積 (敷地面積 - 建築面積) × 0.2 {敷地面積 - (敷地面積 × 建ぺい率 × 0.8)} × 0.2</p>												
区分	面積												
<p>ア 総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地又は再開発地区計画(再開発地区整備計画が定められている区域に限る。)、高度利用地区若しくは特定街区内の建築物の敷地</p>	<p>(敷地面積 - 建築面積) × 0.3</p>												
<p>イ ア以外の敷地</p>	<p>次に掲げる式により算出される面積のうち、小さい方の面積 (敷地面積 - 建築面積) × 0.2 {敷地面積 - (敷地面積 × 建ぺい率 × 0.8)} × 0.2</p>												
<p>備考</p> <p>一 敷地とは建築基準法施行令第一条第一号に規定するもの及び当該施設と一体利用されるものをいい、敷地面積とは同令第二条第一項第一号に規定するものをいい、建築面積とは同令第一項第二号に規定するものをいう。</p> <p>二 総合設計制度等とは、建築基準法第五十九条の二、第八十六条第一項から第四項まで又は第八十六条の二第一項から第三項までに規定するものをいう。</p>	<p>備考</p> <p>一 敷地とは建築基準法施行令第一条第一号に規定するもの及び当該施設と一体利用されるものをいい、敷地面積とは同令第二条第一項第一号に規定するものをいい、建築面積とは同令第一項第二号に規定するものをいう。</p> <p>二 総合設計制度等とは、建築基準法第五十九条の二、第八十六条第一項若しくは第二項又は第八十六条の二第一項に規定するものをいう。</p>												

三 再開発等促進区とは、都市計画法第十二条の五第三項に、高度利用地区とは、同法第八条第一項第三号に、特定街区とは、同項第四号に規定するものをいう。

四 建ぺい率とは、都市計画法第五条に規定する都市計画区域においては、建築基準法第五十三条の規定により定められるその敷地に係る建築面積の敷地面積に対する割合をいい、その他の区域内においては、その割合を十分の七とする(以下同じ。)

別表第三 (現行のとおり)

別表第四 建築物上の緑化基準(第六条関係)

区分	面積
ア 総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地又は再開発等促進区(地区整備計画が定められている区域に限る。)、高度利用地区若しくは特定街区内の建築物	厨上の面積×0.3
イ ア以外の建築物	厨上の面積×0.2

備考

屋上とは建築物の屋根部分で人の出入り及び利用可能な部分をいい、屋上の面積とは屋上のうち建築物の管理に必要な施設に係る部分の面積を除いた面積をいう。

別表第五 (現行のとおり)

別記第一号様式から第二十五号様式まで (現行のとおり)

三 再開発地区計画とは、都市計画法第十二条の四第一項第三号に、高度利用地区とは、同法第八条第一項第三号に、特定街区とは、同項第四号に規定するものをいう。

四 建ぺい率とは、都市計画法第五条に規定する都市計画区域においては、建築基準法第五十三条の規定により定められるその敷地に係る建築面積の敷地面積に対する割合をいい、その他の区域内においては、その割合を十分の七とする(以下同じ。)

別表第三 (略)

別表第四 建築物上の緑化基準(第六条関係)

区分	面積
ア 総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地又は再開発地区計画(再開発地区整備計画が定められている区域に限る。)、高度利用地区若しくは特定街区内の建築物	厨上の面積×0.3
イ ア以外の建築物	厨上の面積×0.2

備考

屋上とは建築物の屋根部分で人の出入り及び利用可能な部分をいい、屋上の面積とは屋上のうち建築物の管理に必要な施設に係る部分の面積を除いた面積をいう。

別表第五 (略)

別記第一号様式から第二十五号様式まで (略)